



鳥取県公報

平成18年6月7日(水)
号外第97号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (36) (給与課) 1

人事委員会規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月7日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第36号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則 (昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
へき地学校			へき地学校		
所在地	学 校 名	級別	所在地	学 校 名	級別
略			略		
西伯郡南部町大木屋103番地	西伯小学校大木屋季節間分校	2級	西伯郡南部町大木屋103番地	西伯小学校大木屋季節間分校	2級
			日野郡日南町印賀1,516番地	大宮小学校	2級
			日野郡日南町菅沢843番地	大宮小学校菅沢分校	2級
			日野郡日南町菅沢843番地	大宮小学校菅沢季節間分校	2級
			日野郡日南町阿毘縁1,248番地	阿毘縁小学校	2級

			日野郡日南町佐木 谷627番地 4	山上小学校佐木谷分校	2 級
略			略		
日野郡日南町笠木 304番地	山の上小学校	1 級	日野郡日南町笠木 304番地	山上小学校	1 級
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後のへき地手当等に関する規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。